



こんにちは **わ** だより

第82号



春風の心地よい季節になりました。今年は、暖冬の影響で桜も早く咲きそうですね♪
季節の変わり目で体調を崩す事、コロナウイルスもまだ流行っているので、山菜や旬なお魚など食べて少しでも免疫力を上げて乗り越えていきましょう！4月は入学式や入社式など新しい出会いのある季節でもあります。素敵な出会いがあるといいですね。

「9年目の Candle Night」について

東日本大震災から9年が経ちました。令和2年3月11日に中町にぎわい健康プラザでキャンドルや絵灯ろうを灯し、犠牲者の追悼と復興を願う祈りを被災地に届ける予定でした。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催が中止になってしまいました。多くの皆さまより作成、お寄せいただいたキャンドルと絵灯ろうについては皆さまの思いを被災地に届けたいと思い、実行委員だけで同じ日程で社協の敷地内で点灯を行いました。当日はあいにくのお天気になりましたが、東北公益文化大学学生を中心にキャンドルや絵灯ろうを並べ、東日本大震災で犠牲になられた方々のご冥福と被災地の復興を願い祈りと1分間の黙とうを捧げました。一般の参加は出来なかった為ごく小規模になりましたが、心を尽くして祈りを被災地に届けました。





【原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置

の期間を令和3年3月31日まで延長します】

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年4月26日より、原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で、実施しているところです。これまでは、令和2年3月31日まで実施することとしていましたが、以下のとおり期間を延長します。

【延長期間】

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）24：00

【問い合わせ先】 国土交通省道路局高速道路課

（代表）TEL03-5253-8111 （課直通）TEL03-5253-8500

*満18歳に達してから最初の3月31日を過ぎた子ども及びその父母等は高速道路無料措置の対象外となりますので、証明書を発行した市町村へ返却をお願いいたします。



避難先情報の届出の提出のお願い

- ① 避難先の変更があった方（転居など）
- ② 避難を終了した方（帰郷・定住など）

13 指定市町村から
避難されている方

13 指定市町村以外か
ら避難されている方

① ②
避難元の
市町村へ
届出

①
現在お住いの（転居
前）避難先市町村及
び転居後の避難先市
町村の双方へ届出

②
現在お住まい
の（転居前）避
難先市町村へ
届出

福島県や避難元市町村からのお知らせを着実にお届けできるようになるほか、下記の13指定市町村※から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村。

酒田市社会福祉協議会 生活支援相談員です。昨年度に引き続き、避難者支援担当として、高橋・佐藤の2名体制で活動を継続します。皆様の生活や困りごとなどの相談にお答えしたり、必要な場所へお繋ぎしたりします。気軽にお問合せください。今年度もよろしくお願ひいたします。



新型コロナウイルスの相談窓口

県と山形市の保健所に「新型コロナウイルス受診センター」を設置しています。

「帰国者・接触者相談センター」から名称を改めました。次の方は速やかにご相談を！

1. 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日（高齢者や基礎疾患のある方は 2 日）以上続いている。
2. 強いだるさや息苦しさがある。

「受診までの手順」

1. 保健所が症状等をお聞きし、県指定の医療機関と調整を行います。
2. 保健所から相談者へ受診いただく医療機関と、受診までの注意事項をお伝えします。
3. 注意事項に従って指定の医療機関（新型コロナウイルス感染症外来）を受診いただきます。
4. 医師が診察し、検査が必要な場合は保健所に依頼して検査を行います。

庄内保健所保険企画課

☎0235-66-4920

お問い合わせ先

酒田市地域福祉センター内

酒田市社会福祉協議会 新橋2丁目1-19

（避難者生活支援相談員：高橋◎佐藤◎）

TEL:0234-23-5765/FAX:0234-24-6299

メール：konnichiwa@sakata-shakyo.or.jp

* 電話・窓口は平日 8：30～17：15 です。